

里親が行う養育に関する最低基準

○里親が行う養育の一般原則（第4条）

①里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、**委託児童の自立を支援することを目的**として行われなければならない。

②都道府県（中略）が行う研修を受け、**その資質の向上を図る**ように努めなければならない。

